

令和8年度国立市シティプロモーション推進事業委託 仕様書

1 委託件名

令和8年度国立市シティプロモーション推進事業委託

2 業務の目的

本市は第5期基本構想におけるまちづくりの基本理念として「人間を大切にする」を掲げ、「文教都市くにたち」として培ってきた良好な景観や文化芸術、自然環境を生かしたまちづくりを進めてきた。今後も、少子高齢化や人口減少といった社会情勢の変化に柔軟に対応し、将来にわたって活気あるまちを実現するため、長期的な視点における戦略的なシティプロモーションが不可欠である。

本事業は、本市の地域特性や既存の資源、都市イメージ、市の取組み、本事業に関連しうる団体の取組み等を多角的に分析したうえで、本市独自の魅力と特性を整理し、特に子育て世代を重点的なターゲットに据え、認知度・魅力度向上等（来街・移住検討等の関係人口・定住意向等）を目指す価値の明確化およびマーケティング戦略を策定・実行することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 委託内容

本業務は、本市独自の魅力と特性を整理し、それを効果的に市内外へ発信・展開するための戦略策定・実行および市の自律的運用をするための支援を含むシティプロモーションの一連の業務とする。

受託者は、専門的な知見に基づき、以下の要素を包括した最適な実施手法を提案・実施すること。

（1）現状把握と本市独自の魅力と特性の整理（目安：6月～9月頃）

国立市の地域特性や市民意識、対外的なイメージを多角的に分析し、本市が堅持すべき価値と新たに創出すべき魅力を明らかにすること。手法（定量・定性調査、ワークショップ等）については、本市の特性に資するものを提案し、協議のうえ実行すること。

（2）戦略および指針の構築（目安：9月～11月頃）

e-stat等の数値的根拠を可能な限り活用しつつ、ターゲットイメージを整理すること。本業務における目標設定にあたっては、受託後に市及び本事業に関連しうる団体等と協

議のうえ現状調査および分析を実施し、試行（検証）の土台となる戦略骨子を構築するとともに妥当な指標（KGI/KPI）を定義すること。指標は、以下の2つの視点を軸とした「指標設定の考え方」を示すこと。

- ・内部（市民）向け：本市の市民意識調査における「住み続けたいと思う市民の割合」の維持・向上に資する指標。
- ・外部（市外）向け：国立市の価値が、ターゲット層へ浸透し、認知度・魅力度向上（来街・移住検討等の関係人口・定住意向等）に繋がっていることを客観的に測るための指標。

（3）戦略の実行及び検証（目安：11月以降）

前項で構築した戦略骨子に基づき、最適と思われるアプローチを構築し、委託期間を通じて以下のプロセスを繰り返し実施すること。

- ア. 仮説の構築と試行：現状分析に基づき、ターゲットへ浸透させるための複数の手法を仮説として立て、実行（試行）に移すこと。
- イ. 反応の分析と評価：実施した試行に対し、対象の反応や意識の変化を客観的に捉え、その有効性を分析すること。
- ウ. 戦略の精緻化：分析結果に基づき、当初の仮説やアプローチを柔軟に修正・改善することで、戦略の精度を高めていくこと。
- エ. 最終戦略の策定：一連の検証プロセスを通じて得られた知見を統合し、実効性が裏付けられた「国立市シティプロモーション戦略（方針）」として体系化すること。
- オ. 最終戦略の実行：「国立市シティプロモーション戦略（方針）」に基づき、国立市の認知度等を向上させるため、継続して情報発信を実行すること。
- カ. 組織内への定着のための資料作成や研修等の実施：戦略を一時的なものに終わらせず、市全体で持続的に推進できる体制を構築できるよう支援すること。

5 成果品

本業務の成果品は、以下の内容を包含する一式とする。なお、電子データの形式は本市が指定する形式（Microsoft Office、PDF等）に準ずること。

（1）戦略策定・調査報告に関する資料・成果品一式

現状分析から本市独自の魅力と特性の整理、マーケティング戦略の構築、仮説検証の結果、および最終的な戦略決定に至るまでのプロセスと結論をまとめたもの。

（2）国立市シティプロモーション戦略（方針）

現状分析、本市独自の魅力と特性の整理、ターゲット戦略、アクションプランおよびKPI管理シートなどツール一式等を体系的にまとめたもの。

（3）組織内浸透・伴走支援の実施記録

定めた戦略を各部局が日々の業務で活用するための具体的なルールの共有や職員の意識改革やノウハウ習得のために研修等を実施する際の支援内容、および組織体制の構築結果をまとめたもの。

(4) その他、本業務の遂行過程で作成した資料・成果品一式

6 委託業務を実施する条件

業務内容については、市の意向を十分に考慮したうえで、受託者が提案したものを国上市が決定し、決定後、状況の変化等により業務内容を変更する必要がある場合には、双方から改めて提案・協議するものとする。

(1) 提案による業務遂行

本仕様書に定める内容は最小限の要求事項である。受託者は自らのノウハウを活用し、本市の課題解決に最適と思われる具体的な手法、独自のアイデアを積極的に提案し、協議の上で実施すること。

(2) 密接な連携と合意形成

業務の実施にあたっては本市と密接に連携し、各段階において適切な合意形成（重要局面での説明支援等）を図りながら進めること。また、市民及び本事業に関連しうる団体等とも積極的に連携し進めること。

(3) 権利の帰属

本業務により作成された成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、原則として本市に帰属する。受託者は、成果品に関し著作者人格権を行使しないものとする。

(4) その他

本業務において構築する管理ツールや情報発信の基盤は、原則として汎用性の高いプラットフォームを採用し、特定の事業者に依存することなく本市が継続的に運用・管理できる構成とすること。

委託期間終了後、本市が自律的に運用を行うために必要なID・パスワードの移管、運用ノウハウの提供、および必要な引き継ぎを誠実に履行すること。